

逮捕された場合であっても、知り合いの弁護士に弁護を依頼したければ、その弁護士を呼ぶように警察に求めることができます。知り合いに弁護士がいないのであれば弁護士会に当番弁護士を派遣してもらうように警察に求めることもできます。当番弁護士制度は、弁護士会に登録されて待機している弁護士が1回無料で逮捕された人に面会に行く制度です。また、被疑者の親族や兄弟姉妹なども本人のために弁護士を頼むことができます。

もちろん、逮捕されていないくても、犯罪の疑いをかけられている人であれば、いつでも弁護士を頼むことができる権利があります。

### ★当番弁護士 03-3580-0082 (東京)

他地域は以下にあります。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/keiben/ata/madoguchi\\_ichiran\\_170401.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/keiben/ata/madoguchi_ichiran_170401.pdf)

### ★救援連絡センター 03-3591-1301

(03 + サー・ゴクイリ・イミオオイ)

## Q5 警察官から質問されたり同行を求められた時に、やっておいたほうが良いことは?

A5 録音機能付きのスマートフォンや携帯電話、ICレコーダーなどで警察官との会話を録音しておくことは問題ありません。警察官に断らずにこっそり録音しても問題はありません。警察官から違法な行為を行われた場合には抗議したり、法的な手段を講じる際の証拠となります。

## Q6 警察官から質問されたり、同行を求められたりした時、やってはいけないことはあるか?

A6 あくまでも冷静に対応することが必要です。挑発するような言動をする警察官もいるかもしれませんが、そのような警察官に対しても暴言を発したり、警察官の身体に触れたりしてはいけません。暴力ととられるような行為があれば公務執行妨害罪などで逮捕する口実になりかねません。

## Q7 共謀罪が成立しましたが市民運動をするうえで注意すべきことがあれば教えてください。

A7 市民運動をする団体が、民主的にものごとをきめて、オープンな活動をしていることを示すことが大切です。共謀罪は「テロ等準備罪」という名前で導入されましたが、共謀罪を悪用したい権力は、取締りの対象としたい組織が「テロ」「反社会的組織」などというレッテルを貼り、市民社会とは相容れないような存在であることを標榜してくるでしょう。

それに対しては、「自分たちはあくまでも憲法が認めている権利の行使を通じて、平和で民主的な社会を作りたいし、そのような活動をやっているんだ」ということを示すことが一番の対抗手段なのではないでしょうか。

ガンジーは「非暴力的抵抗は、暴力的抵抗よりもはるかに積極的なものである。」と述べています。運動をする市民こそが、憲法を学び、非暴力で民主的、そしてオープンな活動することこそが、共謀罪を発動させない積極的な抵抗につながると信じます。

どうか頑張ってください



\* SNS で広めて下さい。問合せ入手は下記より

著作：法学館

制作・発行：Workers For Peace

URL <http://workers4peace.org/>

E.mail [w4pinfo@workers4peace.org](mailto:w4pinfo@workers4peace.org)

©法学館

2017年9月版

【保存・携帯用】

## 市民運動において注意すべきこと

(警察対応など)

伊藤真弁護士に聞きました



<黄色と黒> は勝利の色。  
ネルソン提督がナポレオン軍を倒し、  
勝利した時の旗の色です。

*VICTORY COLOURS*



◇ WORKERS FOR PEACE ◇

Q 警察官から「事情を聞きたい」などと言われて質問や警察署への同行を求められた場合には応じなくてはいけないのですか?

Q 共謀罪が成立しましたが、市民運動をする上で注意すべきことがあれば教えてください。

1 警察手帳規則(昭和二十九年七月一日国家公安委員会規則第四号) 警察官は、警察手帳を常に携帯しなければならないことや職務の執行に当たり、警察官であることを示す必要があるときは警察手帳の一部である「証票及び記章」を示さなければならないことが定められています。(証票及び記章の呈示) 第五条・・・

2 警察官職務執行法(昭和二十三年七月十二日法律第百三十六号) 警察が行う職務質問の要件などについて定めている法律です。  
(この法律の目的) 第一条 この法律は、警察官が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)に規定する個人の生命身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権 職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。 2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。・・・

3 日本国憲法(昭和二十一年十一月三日憲法) 刑事手続に関する規定のうち、逮捕や捜索・黙秘権などに関する規定を抜粋しました。  
第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。  
第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。  
第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。○2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。  
第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

(2017年7月)



## 非暴力抵抗は 暴力的抵抗よりもはるかに積極的なもの

ガンジーのことば



### Q1 警察官から「事情を聞きたい」などと言われて質問や警察署への同行を求められた場合 応じなくてはいけないのか?

A1 応じなければいけない義務はありません。警察官職務執行法第 2 条では、周囲の状況から合理的に判断して、1 何らかの犯罪を犯し、もしくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由がある者、または、2 すでに行われた犯罪について、もしくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者に対して、警察官が停止させて質問することができるかとされています。また、その場で質問することが本人に対して不利であったり、交通の妨げになる場合には、付近の警察署などに同行を求められることもできるとされています。しかしながら、このような警察の権限は、全て相手方の同意を得た上でなければならず、強制することはできません。警察官が答弁を強要することもできないとされています。

また、警察官が犯罪を犯したと疑われる者(被疑者)に対して出頭を求めて取り調べる場合においても、刑事訴訟法 198 条 1 項は、「被疑者は、逮捕又は勾留(=逮捕に続いて留置を続ける裁判官の処分)されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」として、逮捕などがされている場合でなければ出頭に応じる義務がないことが定められています。

### Q2 その時の確認事項は何か?

A2 「職務質問ですか?」と警察官が声をかけたら法的根拠を確認した上で、警察手帳の提示を求め(できれば携帯で警察手帳の写真を撮る)、警察官の所属・氏名・階級を確認しましょう。警察官には警察手帳の提示義務があります。その上で、声をかけた理由の説明を求めます。「やましいことがなければ答えなさい」などと言われるかもしれませんが、

「職務質問をするのであれば法律に定められた要件を明らかにしてください」などといさがりましょう。質問に答えたくないのであれば、はっきりと「拒否します」と断りましょう。「かばんの中を見せなさい」などと、持ち物の検査に応じるように求められるかもしれませんが、このような検査に応じなければならない義務もありません。応じたくないのであればはっきりと断りましょう。

### Q3 警察の取調べを受けることになりました。黙秘することは許されるのか?

A3 憲法は、何人も自己に不利益な供述を強要されないことを保障しています(憲法 38 条 1 項)。また、刑事訴訟法はこの権利をさらに広げて、犯罪 1 の疑いをかけられた者(被疑者)は自分の意思に反して供述する必要はないとしています(刑事訴訟法 198 条 2 項)。これが黙秘権です。

黙秘した場合には、警察官からしつこく「なぜ黙秘するんだ」「話をしないと不利になるぞ」などと説得を受けることになるかもしれませんが、黙秘していることを理由として不利益な扱いをすることはできないとされています。「話をするかどうかは弁護士と相談してから決めます。それまでは黙秘します」と言って黙っていることも権利の行使です。

また、すでに A1 で述べたように犯罪の疑いをかけられたとしても、逮捕・勾留されている場合でなければ、そもそも取調べを受ける義務はありません。

### Q4 犯罪の疑いをかけられた人が弁護士を呼ぶことは権利として認められているのか?

A4 憲法 34 条前段は、逮捕などの身柄拘束を受けている者に対して、弁護人を頼む権利を保障しています。刑事訴訟法 30 条は、この権利をさらに広げて、「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。」と定めています。